

# 児童虐待死亡事例検証報告書

(平成22年5月 生後3か月児死亡事例)

平成22年11月

沖縄県社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会 審査部会

## 目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	本事例の経過	2
5	問題点の整理・分析	
(1)	住民登録が行われていない世帯の児童の把握について	2
(2)	支援が必要な家庭・親子の早期把握について	3
(3)	養育支援の必要性の判断基準等について	3
6	提言（今後の課題）	
(1)	地域と行政、自治体間の連携による子育て世帯に関する情報収集	4
(2)	支援を必要とする家庭・親子の早期把握	4
(3)	児童虐待予防に関する体制整備	5
	（資料）	
1	沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過	6
2	沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿	7

## 1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」(第4条第5項)により、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方に分析の責務が規定されている。

児童虐待死亡事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、対応のあり方等を検討し、児童虐待防止・対応体制の充実・強化を図ることを目的とする。

## 2 検証の方法

沖縄県における検証組織として「沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」を設置しているため、審査部会の委員が検証を行う。

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成20年3月14日付厚生労働省局長通知)に基づき、審査部会は、児童虐待死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生原因の分析、検証を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供、関係機関等から提出された資料、関係機関職員からの聴取等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、再発防止に必要な提言を行なう。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではない。また、プライバシー保護の観点から、会議(審査部会)は非公開とした。ただし、審議の概要及び提言を含む報告書は、沖縄県及び国(厚生労働省)に報告し、公表する。

## 3 本事例の概要

発生日時：平成22年5月29日午後頃～30日午前1時30分頃までの間

発生場所：沖縄市室川(居住するアパート室内)

発覚の状況：搬送先の病院から沖縄警察署への通報による

上記発生日時場所において、父親が生後3か月の乳児に対して、その頭部に数回頭突きし、布団に投げつけるなどの暴行を行った。また、事件発生時、母親は仕事に出ており不在だった。

その後、乳児が呼吸をしていないことに気づいた父親が、母親の職場に乳児を運び、母親の同僚が119番通報をしたが、搬送先の市内の病院で死亡が確認された。

沖縄警察署においては、通報を受理後、琉球大学医学部において解剖を実施し、その後の取り調べにおいて、父親が「数回頭突きなどした」「生活が苦しく、イライラしていた」などと自供したことから、6月1日午前0時55分に傷害致死罪で逮捕した。(6月22日傷害致死罪で起訴(那覇地検))

被害児童：生後3か月男児 (以下「本児」という。)

被害程度、負傷状況：頭部打撲傷等の傷害に基づく頭蓋内損傷により、  
5月30日午前8時40分頃死亡確認

#### 家族構成

- ・父親： 22歳（介護職員）
- ・母親： 20歳（飲食店勤務）
- ・本児： 生後3か月男児（平成22年2月出生）

#### 家族の状況

- ・母親と本児は、平成22年3月中旬までは宜野湾市の母方実家にて、祖母、継祖父等と生活していた。（父親は別居）
- ・同年3月14日頃に沖縄市のアパート（事件発生場所）に転居し、父親と一緒に3人での生活を始めたが、沖縄市への住民登録は行っていない。（母親及び本児の住居登録地は宜野湾市、父親の住居登録地はうるま市となっている）

#### 4 本事例の経過

平成21年	宜野湾市から本児母親へ母子（親子）健康手帳の交付
平成22年2月5日	A病院にて本児出生（出生体重2,962g）
平成22年3月2日	宜野湾市保健師による新生児訪問
平成22年3月14日頃	沖縄市へ転居
平成22年4月20日0時25分	両眼周囲のアザと鼻出血があったため、県立中部病院救急救命センターへ両親とともに受診
平成22年4月20日9時頃	救急医の指示に従い県立中部病院小児科外来へ受診
平成22年5月25日	宜野湾市のポリオ集団接種を両親とともに受ける
平成22年5月30日1時45分	意識と呼吸がないとして、C病院に搬送
平成22年5月30日8時40分	頭部打撲などによる頭蓋内損傷のため乳児死亡
平成22年6月1日0時55分	父親を傷害致死罪で逮捕
平成22年6月1日8時50分	沖縄県警少年サポートセンターからコザ児童相談所へ情報提供（児童相談所が関与していないことを確認）
平成22年6月22日	那覇地方検察庁が傷害致死罪で父親を起訴

#### 5 問題点の整理・分析

##### （1）住民登録が行われていない世帯の児童の把握について

（本事例における事実関係等）

転居した際に住民登録がなされなかったため、転居後、居住地における養育支援等の行政サービスを得ることができなかった。また、行政側も関わりを持つことができなかった。

（問題点・課題等）

行政サービスは、原則として住民登録に基づいて行われるため、住民登録と居住の実態が異なる世帯については、行政側との関わりを持つことが困難であ

る。

居住の実態については、地域の民生委員・児童委員や、近隣からの情報等を活用すれば、ある程度把握できる可能性もあるが、現時点ではそのような体制が十分ではない。

個人情報保護の観点から、世帯に関する情報収集は非常に難しい。

転居は養育環境の急激な変化を伴う。同居親族や近隣者など身近な人からの育児支援が得にくくなる状況も多く、子育て世帯にとっては特に重要な出来事であるが、そのような認識が行政・関係機関等に欠けていた。

## (2) 支援が必要な家庭・親子の早期把握について

(本事例における事実関係等)

本児についての養育相談や虐待相談等は、いずれの相談機関も受けていない。また、近隣等から本児にかかる虐待通告は寄せられていない。しかし、虐待予防の観点から、特に支援が必要な家庭・親子であるかどうかの把握・確認が十分になされていなかった。

(問題点・課題等)

従来の児童虐待対策については、虐待の早期発見・対応等に力点が置かれているため、行政・関係機関等において児童虐待予防や未然防止対策の視点が不足していた。

虐待対応マニュアル等に虐待予防の視点が十分反映されていない。

本事例においては、若年での妊娠・出産、転居に伴う養育環境の変化、経済的不安等の情報を行政側が把握しながらも、それらを養育支援の必要性に結びつける認識が不足していた。

約1か月前(生後75日)頃、養育者は本児の健康状態の不安(眼周囲のうっ血等)から医療機関救急外来を受診している。疾病や受傷、虐待の有無という視点での問題はなく、その時点での医療機関の対応・判断も適切であった。しかし、虐待予防の観点から見ると、医療機関が把握した情報等を養育支援に結びつける体制が十分でなく、支援が必要な家庭・親子との認識に至らなかった。

## (3) 養育支援の必要性の判断基準等について

(本事例における事実関係等)

母子(親子)健康手帳交付、新生児訪問等の機会において、本事例の養育支援の必要性について、状況把握・確認が十分に行われていなかった。

(問題点・課題等)

新生児訪問、乳児健診等は、従来、母子保健活動の一環として親子の心身の健康状態や成長発達の促進に焦点が当てられてきたが、家庭・親子の状況について幅広い情報を得る機会であることから、養育支援の必要な家庭・親子を把握する機会として重要である。しかし、児童虐待予防の観点から、特に支援を必要とする家庭・親子を把握するための判断基準(マニュアル・チェックリスト)等が整備されていない。

乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業に関して、県内自治体での実施状況や問題点・課題等を調査した結果、対象者の把握、不在や訪問拒否、訪問同意が得られない場合の対応に苦慮していることや、養育支援の必要性を判断する基準があいまいであること等が判明した。

## 6 提言（今後の課題）

### （1）地域と行政、自治体間の連携による子育て世帯に関する情報収集

行政サービス提供のためには居住地への住民登録が必要であることを地域住民に対して周知徹底するとともに、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業担当の保健師や訪問員、地域の民生委員・児童委員等が得た子育て世帯に関する情報を自治体が集約し、得られた情報が住民登録と異なっている場合は速やかに情報収集を行い、世帯の把握や住民登録に繋げていくことが必要である。

また、転居予定等の情報を得た場合には、切れ目のない支援が継続できるように住民票の異動にかかわらず、速やかに転出先の自治体に情報を繋ぐことができる連携システムが必要である。

#### 【提言を踏まえた具体策等】

市町村（児童担当部署等）において、各種訪問事業や民生委員・児童委員等から得られた世帯情報を集約し、住基情報との照合を行うことにより、未就学児童がいる世帯の状況を把握するとともに、住居登録がない世帯に対しては、訪問や文書送付により住居登録を促すこと。

転居情報について、転出元の自治体から住民票の異動が行われていないケースなどにおいて、転出先市町村が判明している場合の当該市町村への申し送りなどの情報提供等のあり方について、関係機関で検討を行うこと。

上記については、支援の必要性の有無にかかわらず、未就学児童がいる世帯すべてを対象とすること。

### （2）支援を必要とする家庭・親子の早期把握

児童虐待は子育てに関する様々な負担や家庭内の問題が複合して発生する。子どもの健やかな成長のためには、一般的な子育て支援の充実により、支援を望む家庭・親子に幅広く対応するとともに、虐待予防の観点から、特に支援を必要としている家庭・親子に対してきめ細かく対応できるような支援の重点化を図る必要がある。

児童虐待予防の取組みとして重要なのは、特に支援が必要な家庭・親子を早期に把握し、必要に応じた養育支援を提供することである。母子（親子）健康手帳交付、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業、乳児健診等は子育て家庭・親子の幅広い情報を得る機会であり、健康状態や健診受診状況など子どもに関する情報、出産前後の健康状態や子どもへの思い・態度など養育者に関する情報、地域とのつながり、育児に協力してくれる身近な人の存在

など養育環境に関する情報、望まない妊娠、経済的不安、未入籍など家庭基盤の弱さ、家族間不和・暴力など個別支援の必要性に関する情報など、健康保持増進を目的とした医療・保健的対応と、生活を支える福祉的対応に関する情報を集約し、整理することが重要である。

児童虐待予防の視点を踏まえたうえで、妊娠・出産・子育て期間を通して養育者が育児に対して肯定的な気持ちを持てるよう関係機関の連携を図るとともに、子育て支援の必要性に関する判断基準に照らして、特に支援が必要な家庭・親子に対しては、きめ細やかに個別の支援を行う必要がある。

#### 【提言を踏まえた具体策等】

市町村において、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業、養育支援訪問事業を着実に実施するとともに、新生児訪問や乳幼児検診等で得た情報も合わせて十分な検討を行い、支援を必要とする家庭・親子の早期把握に努めること。

このため、訪問事業等における検討会議を、児童福祉、母子保健の両部門の参加で定期的を開催するなど、関係機関内での情報の共有と連携を進めること。

あわせて、個別の養育支援の必要性を判断するためのマニュアルやチェックリストを作成することとし、県・児童相談所において、この中で各市町村が共通して使用できる項目等を整理し、市町村に示すこと。

また、医療機関等が把握している要支援家庭の情報等について、適切な活用方策等を検討すること。

### （３）児童虐待予防に関する体制整備

虐待予防の重要性について関係機関等が共通認識を持つとともに、地域住民への広報・啓発、意識醸成を図る必要がある。特に、地域・近隣とのつながりが少ない家庭・親子は孤立しがちであることから、地域に出て行きやすい環境や、利用しやすい行政サービスを整え、地域の親子が健やかに暮らす地域づくりを目指すことが重要である。

また、市町村要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けるおそれのある要保護児童への対応だけでなく、要支援児童についての情報収集及び情報共有、各機関の役割に応じた効果的な支援策の実施など、虐待予防に効果的な連携のあり方についての検討が必要である。

#### 【提言を踏まえた具体策等】

市町村において、地域子育て支援拠点の設置を進めるほか、地域で子育て支援活動を行っているNPOや子育てサークルなどとの連携により、子育てに関する様々なニーズにきめ細かく対応できる体制（ネットワーク）を構築すること。

これらの行政サービスや支援活動などの情報に、あらゆる機会、場所でアク

セスできるよう、インターネットやマスメディア等の媒体も活用するなど、周知、広報の取り組みをさらに強化すること。

また、児童虐待に対する早期発見・早期対応に加え、虐待の未然防止の観点からも、幅広い広報、啓発を行うこと。

市町村要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携をさらに強化し、要保護児童だけでなく、要支援児童、特定妊婦等に対する支援を拡充すること。

県・児童相談所においては、市町村（市町村要保護児童対策地域協議会）に対して、専門性強化の観点から、研修等を通じて支援を行うとともに、関係機関向けマニュアルについても、虐待の未然防止の観点も盛り込んだ内容に見直すこと。

以上の提言については、県、市町村、関係機関等で十分に連携を図りながら実施に向けて取り組んでいただきたいが、特に、児童虐待予防の観点を重視した情報収集システムの構築、個別の養育支援の必要性を判断するためのマニュアルやチェックリストの作成、関係機関の連携体制整備、児童虐待予防についての効果的な広報・啓発等については、今後、早急に具体的な作業に取り組んでいただきたい。

なお、提言の実施状況については、継続的な検証が必要である。



(資料)

1 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過

(1) 平成22年9月15日(水)

第1回会議

- ・事件の概要及び経緯説明
- ・今後のスケジュールの確認
- ・問題点の抽出

(2) 平成22年10月12日(火)

第2回会議

- ・関係機関からの説明、質疑
- ・乳児虐待死亡事例の検証

(3) 平成22年10月27日(水)

第3回会議

- ・検証報告書(案)の検討、取りまとめ

2 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿

氏 名		区 分	現 職 名
部会長	井村 弘子	学識経験者	沖縄国際大学総合文化学部 人間福祉学科准教授
	池間 尚子	学識経験者	ちばなクリニック 小児科医員
	真泉 文江	学識経験者	ハートセラピークリニック 院長
	野崎 聖子	学識経験者	宮崎法律事務所 弁護士
	山本 牧生	社会福祉事業 従事者	社会福祉法人袋中園 施設長